

財務諸表に対する注記

1.継続事業の前提に関する注記

該当なし

2.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券・・・償却原価法による(取得価格と債券金額に差額のあるものについて償却を行っている)

② その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)による。

時価のないもの・・・総平均法による原価法

(2)引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員の退職給付に備えて、当事業年度末における自己都合要支給額の100%を引当計上している。

(3)消費税の会計処理

消費税及び地方税の会計処理は、税込み方法によっている。

3.会計方針の変更

該当なし。